

【 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度 】

船舶の建造又は修理
競争入札参加資格審査
申請の手引

【随時申請用】

北海道水産林務部総務課

～ は じ め に ～

北海道（総合振興局や振興局等を含みます。）が発注する船舶の建造又は修理の競争入札に参加できる方は、北海道がその資格を有すると認めた方に限られます。

そのため、北海道が発注する船舶の建造又は修理の競争入札に参加を希望する方は、あらかじめ、定められた申請書類を北海道に提出し、資格を有するかどうかの審査を受けなければなりません。

なお、北海道においては、例年11月上旬に北海道公報により、競争入札に参加する者に必要な資格を定めて告示を行っています。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 審査基準日

随時申請における資格審査の基準日（審査基準日）は、申請をしようとする月の初日となります。（申請日が4月15日の場合、審査基準日は4月1日となります。）

2 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（ただし、届出の義務のないものを除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (5) 審査基準日現在において、引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。
「引き続き」とは審査基準日から遡って2年以上その事業を営んでいるということですが、事業を廃止し、新たに事業を再開した場合は引き続きその事業を営んでいることにはなりません。
ただし、会社が登記上存在し、2年以上（一時休業を含む。）事業を営んでいる場合は、資格要件を満たすこととなります。
- (6) 個人にあつては、従業員（代表者を含む。）の数が20人以上であること。
- (7) 審査基準日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。
- (8) 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

3 申請書の受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行います。

令和4年（2022年）3月1日（火）から令和6年（2024年）12月27日（金）まで。
（日曜日、土曜日及び祝日等閉庁日を除く。）※期間内の必着とします。

受付時間

9：00～17：00

※ 随時の申請により資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認められた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができます。

4 申請書類の受付機関（提出先）

受付機関	郵便番号	所在地	電話番号
水産林務部総務課 管理係	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁11階	直通 (011)204-5454

※申請書類の提出方法は郵送又は持参としてください。

※ファクシミリによる提出は認めておりません。

5 有効期間

資格を有すると認められた旨の通知があつた日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

6 審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「競争入札参加資格審査結果通知書」を郵送により申請者（本店の住所）へ通知します。（行政書士による代理受領はできません。）

なお、この通知書は、紛失等による再発行は行いませんので、大切に保管してください。

7 中小企業組合等の取扱い

(1) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2の資格要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しません。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

(2) 資本金、従業員数

「資本金」欄、「従業員数」欄は、当該中小企業組合等の資本額、従業員数を記載してください。

ただし、中小企業組合等のうち、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する組合については、当該組合の資本額、従業員数に、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）の資本額、従業員数を加えた合計値を記載することができます。

8 行政書士の代理申請

行政書士の代理人による申請（申請代理人の名前、印による申請）が可能です。

行政書士に申請を代理される場合には、こちらの質問に回答できるよう十分に行政書士の方へ配慮されるようお願いいたします。

なお、会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し、法人の代表印を押印して提出される場合は代理申請ではありませんので、この場合は、代理申請時仕様欄への記名押印、委任状の提出はいずれも必要ありません。

(1) 申請書への押印

行政書士の方が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足ります。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。（代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。）。

(2) 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、申請書類に添付されている様式を使用し、提出してください。委任状の記載にあたっては次のことに注意してください。

① 委任状の日付が申請日前3月以内のもの

② 委任事項が「申請書類の作成」、「申請代理」、「記載事項の訂正」と記載してあること（競争入札参加資格審査結果通知書の受領の権限を委任することはできません。）

③ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること

④ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

なお、この代理申請に係る委任状は、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領の権限に関する年間委任状ではありませんので、ご注意ください。（第1の9を参照）

9 年間委任状について

本店の代表者が道内の支店等の長に年間を通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限の委任を希望する場合は、競争入札参加資格申請とは別に、各発注機関にご確認の上、その取扱いに従ってください。

年間委任状の委任期間は1年（度）間限り（翌年の3月31日まで）としてください。

10 提出書類等

競争入札参加資格審査の申請に必要な書類は次のとおりです。

なお、法人、個人、中小企業組合等で提出書類が異なりますので、十分ご確認の上、提出してください。

また、内容を確認するために他の書類の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 登記事項証明書、身分証明書、営業証明書、各納税証明書、委任状等は申請受付時前3か月以内に発行されたものを提出してください。

	区 分	法 人	個 人	組 合	摘 要
1	競争入札参加資格審査申請書 (別記第1号様式その4)	◎	◎	◎	第2の競争入札参加資格審査申請書の記入方法により作成してください。
2	登記事項証明書の写し (商業登記簿謄本)	◎		◎	法務局に登録された商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条に規定する登記事項証明書をいいます。 申請日前3月以内に発行されたもの。
3	身分証明書の写し		◎		申請者の住所を管轄する市区町村長が発行するもの。 申請日前3月以内に発行されたもの。
4	審査基準日において、引き続き2年以上前から事業を営んでいることを証する書類の写し	◎	◎	◎	①市区町村長の発行する営業証明書の写し(業種及び営業開始日の記載があるもの) ②審査基準日の2カ年以前に契約した契約書又は請書の写し。 ①、②のいずれか一つ。
5	賃金台帳の写し		◎	◎	従業員の賃金台帳(申請書2(2)従業員数と一致すること。)
6	道税(道が賦課徴収するものに限る)に滞納がないことの証明書の写し	○	○	○	道税事務所、各総合振興局等税務(納税)課の発行するもの。 ※道税の納税義務がない場合は下記7(本店が所在する都府県の事業税)を提出して下さい。 申請日前3月以内に発行されたもの。
7	本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書の写し	○	○	○	道税の納税義務がない場合。 ※本店が道外で道内に支店等がある場合について本店が道外であっても、道内に支店等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要です。 申請日前3月以内に発行されたもの。
8	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し	◎	◎	◎	電子納税証明書で提出する場合は、ファイルの入ったCD-R等とプリントアウトした納税証明データシートの両方を提出すること。

	区 分	法 人	個 人	組 合	摘 要
9	誓約書（別記第19号様式）	◎	◎	◎	
10	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書面の写し	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書面
11	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書面の写し	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書面
12	社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式）	○	○	○	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入義務のない場合
13	年間平均完成高が2,000万円以上の履行が確認できる書面の写し（契約書又は請書）	◎	◎	◎	審査基準日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。 ※4,000万円以上の契約書であれば1枚、複数枚であれば金額が達成する分まで。
14	30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があることを証する書面の写し（許可・登録・届出等）	◎	◎	◎	造船法及び小型造船業法に係る許可・登録証又は社内建造設備・修繕設備証明書、造船業開始届出書などの写し
15	定款の写し			◎	中小企業組合等の場合
16	官公需適格組合証明書の写し			○	中小企業組合等において官公需適格組合の証明を有する場合。
17	組合構成員名簿			◎	中小企業組合等の場合
18	代理申請に係る委任状	○	○	○	行政書士が代理申請を行う場合に必要。 申請日前3月以内の日付のもの。

（注） 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当するときに提出する書類です。

※ 道税の納税証明書について、誤って法人事業税に未納がない旨の証明を取られる方が非常に多いのが現状です。

提出していただく納税証明書は、「道税（個人の道民税及び地方消費税を除く）について滞納がないこと」の証明書ですので、ご注意ください。

また、道内に支店等がない場合等で道税の納税義務がない場合は提出不要です。

※ 登記事項証明書、身分証明書、各納税証明書は原本の提出の必要はありませんが、申請日から参加資格の有効期間が終了する日まで、北海道の求めに応じ原本が提示できるよう保管してください。

第2 競争入札参加資格審査申請書の記入方法（別記第1号様式その4）

- 1 年 月 日…申請書の提出年月日を記入してください。
- 2 所 在 地…法人は本店の、また、個人はその本拠となっている郵便番号及び住所を記入してください。
※実際の所在地が登記と異なる場合は、実際の住所を記入してください。
- 3 商号又は名称…法人は登記されている商号を、また、個人は使用している名称を記入してください。
- 4 代 表 者…法人は代表する役職名と氏名を、また、個人は戸籍上の氏名を記入してください。
- 5 電 話 番 号…代表する電話番号を記入してください。
- 6 代理申請時使用欄…行政書士の方が代理申請される場合（申請代理人の名前、印による申請）はこちらに記入してください。
 - (1) 申請書への押印
行政書士の方が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足够了。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。（代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。）
 - (2) 委任状の提出
代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たした正本を必ず提出してください。
 - ア 委任状の日付が申請日前3月以内のもの。
 - イ 委任の範囲が具体的に記載してあること。（資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。）
 - ウ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
 - エ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。
 - (3) その他
 - ア 資格決定通知書は、申請者本人に送付されます。（代理受領はできません。）
 - イ 従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください。（代理申請時使用欄への記名押印、委任状の提出はいずれも不要です。）
 - ウ 会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し、法人の代表印を押印して提出される場合は代理申請ではありませんので、この場合は、代理申請時使用欄への記名押印、委任状の提出はいずれも必要ありません。

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

申請の代行とは、申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいいます。申請者はあくまで本人であり、申請書の記名・押印も申請者本人のものが必要となります。従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理とは、申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人

が申請行為を行うことをいいます。申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請者の記名・押印は代理人のものとなります。

行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、北海道の資格審査申請においても代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは、行政書士に限られていますので、注意してください。

7 事業所の概要等

(1) 自己資本金

「自己資本金」欄は、登記済の資本金（万円未満切り捨て）を記入してください。

登記事項証明書に資本金の記載のない法人の方は、最新の貸借対照表中の資本金を記入してください。個人の場合は、記載不要です。

〈株式会社〉〈有限会社〉～登記上の資本金額（払込資本金）

※ 中小企業組合等のうち、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する組合は、当該組合の資本金額に当該組合の組合員（組合が指定する組合員）の資本金額を加えた合計値によることができます。

(2) 従業員数

従業員数には、代表者並びに本店、支店及び営業所等の従業員を含めた人数を記入してください。

従業員数には、審査基準日において常時雇用しているすべての従業員を記入してください。

個人及び中小企業組合等の場合は、従業員の賃金台帳の写しを提出することになります。

※ 中小企業組合等のうち、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する組合は、当該組合の従業員数に当該組合の組合員（組合が指定する組合員）の従業員数を加えた合計値によることができます。

(3) 開業年月日

法人の場合は、法人の設立年月日を記入してください。

個人の場合は、開業年月日を記入してください。

(4) 経歴の概要

建造又は修理の審査基準日現在における経歴年数を種類ごとに記入して下さい。

(5) 年間平均完成高

審査基準日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高を記入して下さい。

(6) 船舶の建造及び修理の最大能力

建造又は修理の最大の船舶の総トン数を種類ごとに記入して下さい。

(7) 道内の主たる営業所

道内に北海道と取引を行う支店、営業所等がある場合は、その名称、郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

(8) 造船法に基づく許可及び小型造船業法に基づく登録の状況

申請する船舶の許可若しくは登録の有・無を記入して下さい。

有を記入した方は、その許可及び登録番号を記入して下さい。

(許可及び登録証の写しを添付してください)

※ 小型鋼船造船業、木造船業の登録を受けている場合は、それぞれ製造業及び修繕業の欄の記入は不要です。

(9) 資格審査申請書作成者

この申請に関して照会を行う場合がありますので、連絡先(部課局・担当者氏名・連絡先電話番号)を記入してください。

(10) その他

船舶の建造及び修理の下記「(4) 経歴の概要」・「(6) 船舶の建造及び修理の最大能力」の欄の種類は【木造船】・【鋼船】・【FRP船】・【軽合金船】から申請希望の種類を選択し記入して下さい。

※ 3種類以上を申請希望の方は、申請書を2通に分けて作成して下さい。

例1 (2種類の場合) 1通 【木造船】【鋼船】

例2 (3種類の場合) 1通目 【木造船】【鋼船】・ 2通目 【FRP船】

第3 納税証明書について

1 「道税に滞納がないことの証明書」について

(1) 納税証明書の請求窓口は、道税事務所、各総合振興局等税務(納税)課です。

なお、交付請求書は、納税証明書の請求窓口にあります。北海道総務部財政局税務課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/noufu301.htm>)からダウンロードすることもできます。

(2) 納税証明書発行手数料として、1枚につき400円分の北海道収入証紙が必要です。

北海道収入証紙は、北洋銀行、道庁内コンビニエンスストア、各総合振興局等内売店などの収入証紙売りさばき所で販売しています。

北海道収入証紙売りさばき所地区別名簿は、出納局会計管理室調達課のホームページから閲覧することができます。

(3) 交付請求書には、次のとおり記載してください。

「証明書の使用目的」欄・「資格審査請求」と記載してください。

「証明事項」欄・「道税(個人の道民税及び地方消費税を除く)について滞納がないこと」と記載してください。

※ 「税目」欄、「年度及び区分」欄は、記載不要です。

(4) 添付していただく納税証明書の写しは申請日前3月以内のものに限ります。

2 「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」について

(1) 北海道に納税義務がない方(本店が道外で道内に支店等がない場合等)は、本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことが確認できる納税証明書の写しを提出してください。

(2) 添付していただく納税証明書の写しは申請日前3月以内のものに限ります。

(3) 請求方法や発行手数料等は、各都府県によって異なります。

3 「消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書」について

- (1) 納税証明書の請求窓口は、所管する各税務署です。
交付請求書は、納税証明書の請求窓口にあります。
また、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることができます。(e-Taxを使用したオンライン請求も可能です。)
- (2) 納税証明書発行手数料として、1枚につき400円(e-Taxを使用した場合の手数料は、370円です。)分の収入印紙又は現金が必要です。(北海道収入証紙ではありません。)
消印はしないでください。
収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所等の印紙売りさばき所で販売しています。
- (3) 証明が必要な税目は、消費税及び地方消費税です。
- (4) 証明書の種類は「納税証明書その3」又は「その3の2(個人用)」、「その3の3(法人用)」です。
- (5) 添付していただく納税証明書の写しは申請受付時前3か月以内のものに限ります。
- (6) 国税電子申告・納税システム(e-Tax)による電子納税証明書で提出する場合は、「ファイルの入ったCD-R等」と「プリントアウトした納税証明データシート」の両方を提出してください。
電子納税証明書の請求方法等の詳細については、国税庁e-Tax国税電子申告・納税システムのホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご参照ください。

第4 競争入札参加資格審査申請書の添付書類の記入方法

1 誓約書

この書類は、すべての申請者において作成が必要です。

- (1) 所在地、商号又は名称及び代表者…申請書に記載した申請人の所在地等を記入してください。

2 社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式)

社会保険等の加入が「適用除外」に該当する方は、申請時点において健康保険・厚生年金保険・雇用保険の規定による届出義務が無いことを証するため提出してください。

第5 競争入札参加資格者名簿の公表

本申請に伴い作成される競争入札参加資格者名簿については、ホームページにより1月末頃に公表を行います。

名簿の内容については、資格審査申請書に記載された事項により掲載しますので、申請書の記載に当たっては、誤りのないよう十分留意してください。

第6 変更審査申請書

1 資格の有効期間内に、次のいずれかに該当するときは、再審査を行いますので競争入札参加資格変更審査申請書（別記第11号様式その1）を、速やかに提出してください。

(1) 資格者の事業又は営業が相続、合併、事業（営業）譲渡又は会社分割により移転した場合

(2) 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）

2 提出書類

変更審査申請書に必要な書類は次のとおりです。

	変更事項	摘 要
1	合併	(1) 合併された企業が法人の場合 ア 合併契約書の写し 公正取引委員会の届出受理書の写し（届出した場合） イ 解散登記に係る登記事項証明書の写し （解散登記未了の場合は、合併に係る総会議事録の写し） ウ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類 (2) 合併された企業が個人の場合 ア 合併を証する書面の写し イ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
2	事業（営業）譲渡	(1) 譲受人が法人の場合 ア 譲渡契約書の写し 公正取引委員会の届出受理書の写し（届出した場合） イ 登記事項証明書の写し（譲渡に関し、登記の必要なもの） ウ 誓約書（別記第19号様式） (2) 譲受人が個人の場合 ア 譲渡契約書の写し イ 誓約書（別記第19号様式） (3) 譲受人が非資格者の場合 ア 譲渡契約書の写し 公正取引委員会の届出受理書の写し（届出した場合） イ 譲受人に係る資格審査申請書及び添付書類
3	会社分割	(1) 承継した者が資格者の場合 ア 新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し 公正取引委員会の届出受理書の写し（届出した場合） イ 分割登記に係る登記事項証明書の写し （分割登記未了の場合は分割に係る総会議事録の写し） ウ 誓約書（別記第19号様式） (2) 承継した者が非資格者の場合 ア 新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し 公正取引委員会の届出受理書の写し（届出した場合） イ 承継した者に係る資格審査申請書及び添付書類

	変更事項	摘 要
4	中小企業組合等の構成員の変更	(1) 組合員が脱退した場合 ア 脱退を証する書面 イ 誓約書（別記第19号様式） (2) 新規に加入した組合員がある場合 ア 加入を証する書面 イ 誓約書（別記第19号様式）

第7 変更届

1 次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければなりません。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき
- (2) 組織に変更があったとき（協同組合等にあつては構成員に変更があったとき）
- (3) 代表者に変更があったとき
- (4) 資本金に変更があったとき
- (5) 所在地・電話番号に変更があったとき
- (6) その他「競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式その4）」の記載内容に変更があったとき（資本金を変更したとき、船舶の建造及び修理の最大能力が変更となったとき等を含みます。）

2 変更の届出

変更の届出は、競争入札参加資格関係事項変更届（別記第11号様式その2）を変更事項によってその事実を証する書類を添付して、速やかに水産林務部総務課管理係に提出してください。

※ 郵送により変更届を提出する場合で、変更届の写し（受領印のあるもの）を必要とするときは、返信用の封筒（要切手貼付）を同封してください。

第8 市町村における資格審査

競争入札参加資格制度は、それぞれの地方公共団体において独自に定められています。したがって、北海道と市町村では資格審査の内容、方法などが異なっている場合が多く、また、各市町村間においても異なる取扱いをしている場合があります。

北海道では、各市町村の競争入札参加資格制度については把握していませんので、市町村が発注する競争入札に参加を希望する場合は、それぞれの市町村に、申請書の受付期間、資格要件、申請書類などを確認してください。

第9 電子申請について

令和4・5・6年度の資格審査においては、電子による申請の受付は行いません。